

# 議案提出について

議案「国直轄事業負担金に関する意見書」を次のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成21年6月23日

金沢市議会議長 高村 佳伸 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

宮黒

福

横

山

苗

田

森

増

安

井

玉

崎

沢

田

越

野

代

中

江

達

沢

野

雅

和

太

之

明

一

義

義

義

義

義

人

規

郎

徹

義

彦

仁

敏

啓

前

武

道

-----  
議会議案第7号

## 国直轄事業負担金に関する意見書

公共事業に係る国直轄事業の負担金のあり方については、地方分権改革推進委員会において、廃止・縮減等の抜本的見直しが必要との認識のもと、4月24日には、直轄事業の縮減や透明性の確保・充実、負担金のあり方の見直しなどに係る基本的な考え方が示された。また、国及び地方の財政が厳しさを増す中で、負担金をめぐる議論が地方からも提示され議論がなされているところである。

よって、国におかれては、こうした地方の声に重きを置き、直轄事業制度の見直しを図るため、下記の事項について、早期に対策を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 これまでの直轄事業に係る内訳明細、負担金の経費内訳とその積算根拠を地方自治体へ情報開示すること。また、国と地方が対等な立場で協議し、地方の意見が十分反映されるよう、透明性の確保・充実に努めること。
- 2 維持管理費に係る負担金については、維持管理に責任を負う者が負担することが原則であり、早期に廃止すること。
- 3 整備費に係る負担金についても、国と地方の役割分担を明確にして直轄事業の範囲を必要最小限度にするとともに、地方の受益と負担の観点から必要な検討を行い、制度の根幹を見直すこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。